



福岡医発第 273 号 (地)
令和 3 年 4 月 22 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する
固定資産税に関する考え方について

今般、厚生労働省において、特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する固定資産税についての基本的な考え方についての取りまとめが行われた旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

考え方の趣旨といたしましては、介護施設のうち、特別養護老人ホームなど地方税法の適用があるもの（以下「特別養護老人ホーム等」という。）であって、土地及び建物を資産として貸し付けを行うことで貸付料を得ている所有者に対しては課税できるとされており、税負担の公平等に十分配慮しつつ、特別養護老人ホーム等用地の確保に困難を抱えている地方自治体においては、土地及び建物所有者が土地及び建物を提供するインセンティブの一つとして、補助金など他の施策の実施に加えて、条例による税負担の軽減措置等、税制についても活用を検討することは可能であるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 田中久志
会長 島田昇二郎

(介 14)

令和 3 年 4 月 19 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する固定資産税に関する考え方
について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般、厚生労働省において、特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する固定資産税についての基本的な考え方についての取りまとめが行われましたのでご連絡申し上げます。

考え方の趣旨といたしましては、介護施設のうち、特別養護老人ホームなど地方税法の適用があるもの（以下「特別養護老人ホーム等」という。）であって、土地及び建物を資産として貸し付けを行うことで貸付料を得ている所有者に対しては課税できるととされておりますが、税負担の公平等に十分配慮しつつ、特別養護老人ホーム等用地の確保に困難を抱えている地方自治体においては、土地及び建物所有者が土地及び建物を提供するインセンティブの一つとして、補助金など他の施策の実施に加えて、条例による税負担の軽減措置等、税制についても活用を検討することは可能であるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

○介護保険最新情報 vol. 949

特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する固定資産税に関する考え方について

(令 3. 3. 24 老介発 0324 第 1 号、老高発 0324 第 1 号、老認発 0324 第 1 号、老老発 0324 第 1 号
厚生労働省老健局介護保険計画課長、高齢者支援課長、認知症施策・地域介護推進課長、老人保健課長 通知)

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

←厚生労働省 介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、
老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

特別養護老人ホーム等の土地及び建物
に対する固定資産税に関する考え方
について

計2枚（本紙を除く）

Vol.949

令和3年3月24日

厚 生 労 働 省 老 健 局

介護保険計画課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、
老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971)

FAX : 03-3595-3670

老介発 0324 第 1 号
老高発 0324 第 1 号
老認発 0324 第 1 号
老老発 0324 第 1 号

令和 3 年 3 月 24 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省老健局老人保健課長
（ 公 印 省 略 ）

特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する固定資産税に関する考え方
について

介護行政の適切な運営については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。地方自治体におかれては、「介護離職ゼロ」の実現等を見据え、介護保険事業計画等における介護サービスの基盤整備に取り組んでいただいているところです。

厚生労働省としては、地域医療介護総合確保基金による施設整備の財政支援等、介護の受け皿整備支援に取り組んでいるところですが、今般、特別養護老人ホーム等の土地及び建物に対する固定資産税について、地方自治体からの照会もあることから、基本的な考え方について下記のとおりとりまとめましたので、貴職におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内の市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、下記内容につきましては、総務省に確認済みであることを申し添えます。

記

介護施設のうち、特別養護老人ホームなど地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 348 条第 2 項第 10 号の 5、第 10 号の 7 及び第 10 号の 9 の規定の適用がある

もの（以下「特別養護老人ホーム等」という。）については、固定資産税が非課税とされているが、当該施設の用に供する土地及び建物から貸付料を得ている所有者については、土地及び建物を資産として貸し付け、貸付料を得ていることから、税負担の公平等の観点から、課税できることとされている。

このような所有者に課税しないことについては、十分な検討が必要であるが、特別養護老人ホーム等用地の確保に困難を抱えている地方自治体において、税負担の公平等に十分配慮しつつ、土地及び建物所有者が土地及び建物を提供するインセンティブの一つとして、補助金など他の施策の実施に加えて、条例による税負担の軽減措置等、税制についても活用を検討することは可能である。